

阿南市総合評価落札方式の実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に従い、公共工事の品質確保の促進を図るため、阿南市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における入札参加者の技術力等と入札価格とを総合的に評価する総合評価落札方式の実施方針を次のとおり定める。

1 対象工事

総合評価落札方式は、原則として、設計金額が2億円以上の工事であって、工事の規模、特殊性及び技術力を伴う工事のうち、一般競争入札に付することが適切であると認められる工事において施行する。ただし、阿南市入札等審査会において、災害対策等の緊急性を要する建設工事等総合評価落札方式によることが適当でない認められるものについては、この限りでない。

2 型式選定

(1) 施工能力審査型

高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事において、阿南市が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用し、工事成績等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

(2) 簡易型

阿南市が示す工事に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用し、簡易な施工計画、同種工事の実績、工事成績等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、入札参加者に環境の維持、交通の確保、安全対策及び工期の短縮等社会的要請の高い特定の技術的課題について施工上の工夫等提案を求め、この提案内容に基づき技術力等と入札価格により総合評価を行う。

※学識経験者の意見聴取に基づき、阿南市総合評価競争入札審査会（以下「審査会」という。）において、総合評価落札方式での入札の適否を審議し、同方式で発注する工事を選定するものとする。

3 入札の公告

市長は、総合評価落札方式での入札を実施しようとするときは、阿南市契約規則（平成24年阿南市規則第7号）第4条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。ただし、指名競争入札で実施する場合には、指名通知書又は入札説明書に次の事項を記載する。

- (1) 総合評価落札方式での入札による旨
- (2) 当該総合評価落札方式での入札に係る落札者決定基準
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 評価項目及び評価基準

当該工事の目的や内容、施工条件等に応じて、必要となる入札参加者の施工能力等が適切に評価できるよう、以下の評価項目から選択し評価基準を設定する。

- (1) 施工能力審査型

- ①企業の施工能力【工事成績、I S O等】
 - ②配置予定技術者の施工能力【配置予定技術者の資格、C P D、工事成績】
 - ③地域貢献度【地域防災力、市内企業活用】
 - ④地域精通度【主たる営業所の所在】
- (2) 簡易型
- ①簡易な施工計画【工程管理の適切性、品質・施工の確認方法、管理方法の適切性、施工上配慮すべき事項の適切性、施工上の課題への対応の的確性】
 - ②企業の施工能力【同種工事の施工実績、工事成績、登録基幹技能者、I S O等】
 - ③配置予定技術者の施工能力【配置予定技術者の資格、C P D、同種工事の施工経験、工事成績】
 - ④地域貢献度【地域防災力、市内企業活用】
 - ⑤地域精通度【主たる営業所の所在】
- (3) 標準型
- ①技術提案【総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応】
 - ②簡易な施工計画【工程管理の適切性、品質・施工の確認方法、管理方法の適切性、施工上配慮すべき事項の適切性、施工上の課題への対応の的確性】
 - ③企業の施工能力【同種工事の施工実績、工事成績、登録基幹技能者、I S O等】
 - ④配置予定技術者の施工能力【C P D、同種工事の施工経験、工事成績】
 - ⑤地域貢献度【地域防災力、市内企業活用】
 - ⑥地域精通度【主たる営業所の所在】

※評価項目及び評価基準は、別添「総合評価落札方式の評価基準」を参考に設定するものとする。また、試行の実施状況や各種データの整備状況に応じた適宜見直しを行うものとする。

5 総合評価及び落札者の決定方法

総合評価の方法は、原則以下の方法（除算方式）により算出される評価値をもって総合評価とする。なお、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち有効な入札を行った者が1者の場合（以下「有効な入札を行った者が1者の場合」という。）には、評価値の算出を省略できる。また、落札者決定の方法は、入札に必要となる参加資格要件を満たし、かつ得られた評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合において評価値の算出を省略したときは、入札に必要となる参加資格要件を満たす者を落札者とする。

(1) 評価値の算出方法（除算方式）

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \\ &= (100 \text{点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

※基礎点：参加資格要件を満足する者に100点を与える。

※加算点は、各評価基準に基づき得られた得点の合計を配点の合計で除し、型式ごとに設定された加算点の満点を乗じ、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

※評価値は、小数第3位（第4位を四捨五入）止めとする。

※入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切上げ）止めとする。

落札者の決定方法は、入札価格が予定価格以下（ただし、価格による失格基準に該当しないもの）であり、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

※評価値の最も高い者が複数の場合は、くじにて落札者を決めるものとする。

6 加算点の満点

各形式における加算点の満点は、次のとおりとする。

- (1) 施工能力審査型は、10点とする。
- (2) 簡易型は、20点とする。
- (3) 標準型は、30点とする。

7 施工計画等の審査

施工計画の審査は、当該工事を発注する課を経て、審査会において評価基準に基づいて行う。また、施工計画及び提案内容等の実現性、安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めることができるものとする。

8 施工計画の履行の確保

提案内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合には、入札参加確認資料等に虚偽の記載をしたものとして、阿南市入札等審査会の協議を経て「阿南市建設業者指名停止措置要綱」に基づき措置する。

9 入札及び契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関する苦情申立てに対しては、当該工事を発注する課において適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、審査会による審議を経て回答する。

10 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式による入札を行おうとするときは、落札者決定基準について、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。また、当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、その際に改めて意見を聞かなければならない。実施にあたっては、以下の事項について学識経験者の意見を聴取する。

(1) 意見聴取の方法

意見聴取は、個別工事ごとに入札を公告するまでに行う。ただし、施工能力審査型等において、評価基準等が同一の工事の場合には、代表工事の意見を聴くことにより、複数工事の意見を一括して聴くことができるものとする。

(2) 意見聴取事項

- ア 総合評価落札方式での入札によることの適否に関すること
- イ 当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項

(3) 学識経験者

- ア 国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所の副所長
- イ 徳島県南部総合県民局県土整備部（阿南庁舎）の部長及び次長
- ウ 徳島県県土整備部営繕課の課長及び課長補佐（長寿命化・企画担当）

11 評価結果の履行確保

(1) 技術提案等の履行確保

入札時に提出した施工計画又は提案内容と同等以上の施工ができなかった場合には、次の方式により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。また、標準型は、入札時に提出した技術提案の提案値が満足できなかった場合には、工事成績評定点の減点に加え、次の方法により契約金額を減額する。なお、評価値の算出を省略したときは、入札時に提出した施工計画又は提案内容と同等以上の施工を求めるが、工事成績評定点の減点及び契約金額の減額対象から除外する。

ア 工事成績の減点方法

$$\text{工事成績減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{ 点}$$

A：入札時の施工計画又は提案内容に対する得点の合計

B：施工後の施工計画又は提案内容の実績に相当する得点の合計

工事成績減点値は少数第1位までとし、小数第2位を四捨五入する。

イ 契約金額の減額方法

$$\text{契約金額の減額金額} = C - C \times ((100 + E) / (100 + D))$$

C：当初の請負金額

D：入札時の提案値に対する加算点の合計

E：施工後の実績値に相当する加算点の合計

(2) 配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより配置予定技術者に関する評価項目の得点合計が、入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評点から減点する。ただし、評価値の算出を省略したときは、工事成績評定点の減点対象から除外する。

ア 工事成績の減点方法

$$\text{工事成績減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{ 点}$$

A：入札時の配置予定技術者に対する得点の合計点

B：交代した技術者に対する得点の合計点（落札決定時での評価）

(3) 登録基幹技能者活用の履行確保

登録基幹技能者の活用計画を履行しなかった場合には、登録基幹技能者活用の評価項目に関する得点を工事成績評定点から減点する。

(4) 市内企業の活用計画を履行しなかった場合には、市内企業活用の評価項目に関する得点の合計を工事成績評定点から減点する。ただし、阿南市の都合による変更、自然災害等による変更の理由による場合は減点対象から除外する。

1.2 低入札工事に対する減点措置

(1) 減点措置の対象となる者

減点措置の対象となる者は、阿南市低入札価格調査制度を適用する総合評価落札方式による工事において、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約（以下「低入札」という。）した者とする。ただし、特別な理由が認められる場合を除くものとし、特別な理由とは、新技術の導入による大幅なコスト削減等の場合とする。

(2) 減点措置の対象となる入札

減点措置の対象となる入札は、阿南市が定めるものとし、減点措置を行う場合には、入札公告等に明記する。

(3) 減点措置の対象となる期間

ア 減点措置期間を落札決定日の翌日から契約締結日までの期間に、契約工期又は標準工事日数を加えて設定し、期間の上限を落札決定日の翌日から契約締結日の前日までの期間に契約締結日から起算して1年を経過するまでの期間を加えた期間とする。

イ 工事が前倒しにより完成した場合は、減点期間の末日を工事しゅん工承認の通知日までとする。

(4) 減点措置の方法

減点措置の方法は、入札公告に記載された開札日において、減点措置の対象となる者の加算点を算出するに際して、低入札1回ごとに得点を10点減点するものとし、減点は累積するものとする。

1.3 情報公開の方法

入札及び契約の過程の透明性並びに競争の公平性を確保するため、入札参加者の評価に関する基準、落札者の決定方法等については、入札公告時の総合評価に関する事項等において明らかにする。また、総合評価落札方式における落札結果、技術力評価の結果等については、落札者決定後速やかに阿南市ホームページにおいて公表する。

1.4 その他

この実施方針に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて審査会が別に定める。

附 則

この方針は、平成19年12月19日から施行する。

この方針は、平成20年7月1日から施行する。

この方針は、平成24年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年5月1日から施行する。